



皆野町けんこう大使 み～な

知っ得!!

国保

— 医療保険制度 あれこれ —

～接骨院（整骨院）にかかるときの注意～

接骨院（整骨院）での治療は、健康保険が使えない場合があります。
健康保険が使えない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

○健康保険が使える場合

・打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど） ・骨折 ・脱臼の治療（緊急時の応急処置以外は医師の同意が必要です。）

○健康保険が使えない場合（施術費用は、全額自己負担となります。）

・疲労などによる肩こり ・筋肉疲労の治療 ・スポーツなどによる肉体疲労 ・加齢による腰痛や五十肩の痛み
・医療機関などとの重複治療 ・通勤中や勤務中に負傷したもの（労災保険の適用）

☆負傷の原因は正しく伝えましょう

外傷以外が原因の場合は、健康保険を使うことができません。

☆医療機関との重複受診はできません

同一の負傷について、同時期に接骨院（整骨院）と医師に重複してかかることはできません。ただし、負傷の状態を確認するために医師の検査を受けることは可能です。

☆施術が長引くときは、医師の診断を受けましょう

症状が改善しない場合には、内科的要因がかかわっている可能性もあります。

○接骨院（整骨院）での治療費の流れ



*受領委任・・・施術を行った接骨院などに自己負担分だけを支払い、残りの保険者（皆野町）負担分の請求については委任し、代わりに請求を行ってもらう支払方法

接骨院（整骨院）での治療費の支払いは、本来患者が請求する療養費を接骨院（整骨院）が代わりに請求し、受領しています。

☆接骨院（整骨院）が代わりに受領するためには

- ・施術が終了した後に「療養費支給申請書」に署名することが必要です。
- ・申請書には、負傷原因や施術回数、一部負担金などが記載されています。内容に間違いがないか、しっかりと確認をしましょう。
- ・必ず領収書を受け取りましょう。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232